

公売に関して重要と認められる事項

1 公売保証金の提供方法

公売保証金を必要とする公売財産については、入札書の提出（郵送）前に公売保証金の納付が必要です。

公売保証金の納付の方法は、次のとおりです。

公売保証金の金額を、指定した預金口座に振り込む方法により納付してください。

振込みにあたっては、1 区分(売却区分)ごとに「電信」扱いで振込み、また、振込人(入札者)の氏名(名称)の前に、その区分番号(売却区分番号)を必ず記載してください。

なお、振込手数料は振込人(入札者)の負担となります。

また、「公売保証金振込通知書兼払渡請求書」は太い枠内を必ず記載すると共に、振込みを依頼した金融機関から交付された「振込金受取書(原本)」を、「公売保証金振込通知書兼払渡請求書」の所定の位置に貼付してください。

公売保証金の入金を確認後に領収証書を郵送します。

公売保証金の納付の期限までに公売保証金の入金が確認できない場合、入札は無効となります。

2 入札までの手続き

(1) 入札に際しては、あらかじめ公売財産を確認し、登記登録制度のあるものについては、関係公簿を確認してください。

(2) 入札に当たっては、次の書類が必要です。

イ 共通事項

(イ) 入札書又は入札書（共同入札用）、入札書提出用封筒(内封筒)、公売保証金振込通知書兼払渡請求書及び公売保証金の充当申出書

(ロ) 暴力団員等に該当しない旨の陳述書（公売財産が不動産の場合）

なお、入札をしようとする方又は自己の計算において入札をさせようとさせる方が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者である場合は、その許認可等を受けたことを証明する文書の写しを陳述書と併せて提出してください。

ロ 代理人が入札する場合

委任状及び委任者の印鑑証明書

ハ 共同入札の場合

共同入札代表者の届出書

(3) 公売公告に記載された見積価額以上の金額を入札書の入札価額欄に記載してください。

※ 入札書等の用紙は、高松国税局特別整理第一部門に用意していますので、お問い合わせください。

3 開札期日から追加入札までの手続き

(1) 開札期日及び開札の方法

開札は、公売公告に記載された期日(時間)及び場所において、入札者の面前で行います。ただし、入札者又はその代理人が開札の場所にいないときは、公売事務を担当していない職員が立ち会って開札します。

(2) 最高価申込者の決定の方法及び通知

最高価申込者の決定は、高松国税局において、令和3年6月7日午前9時30分に公売財産の区分(売却区分)ごとに、入札価額が見積価額以上で、かつ、最高の価額の入札者に対して行います。

最高価申込者に対しては、最高価申込者の決定後、速やかに通知します。

なお、最高価申込者に該当する入札者が最高価申込者の決定時にその決定場所にいない場合でも、最高価申込者の決定を行います。

(3) 次順位買受申込者の決定の方法及び通知

国税徴収法第104条の2に規定する次順位買受申込者に該当する入札者から、次順位による買受けの申込みがあるときは、その者を次順位買受申込者と決定します。

次順位買受申込者に対しては、次順位買受申込者の決定後速やかに通知します。

なお、次順位買受申込者に該当する入札者が最高価申込者の決定時にその決定場所にいない場合には、次順位買受申込者の決定は行いません。

(4) 追加入札の方法

開札の結果、見積価額以上で最高の価額の入札者が2名以上いる場合は、その入札者の間で追加入札を行い、追加入札の価額がなお同額のときは、くじで最高価申込者を決定します。

なお、追加入札に当たっては次のイ及びロに注意して下さい。

イ 追加入札の価額は、当初の入札価額以上としなければなりません。

ロ 追加入札をすべき者が入札をしなかった場合、又は追加入札の価額が当初の入札価額に満たない場合は、その事実があった後2年間は公売への参加が制限される場合があります。

くじは追加入札の開札後に速やかに行いますが、該当者が開札の場所にいない場合は公売事務を担当していない職員が代理で行います。

(5) 追加入札の日時・場所等

イ 入札の日時・場所

令和3年6月8日から令和3年6月11日まで 高松国税局

ロ 入札の方法

期間入札

ハ 開札の日時・場所

令和3年6月14日 午前9時00分 高松国税局

ニ 最高価申込者決定の日時・場所

令和3年6月14日 午前9時30分 高松国税局

ホ 売却決定の日時・場所

令和3年7月5日 午前9時00分 高松国税局

ヘ 買受代金の納付期限

令和3年7月5日 午後2時00分

4 公売保証金の返還

最高価申込者及び次順位買受申込者を定めた場合において他の入札者が納付した公売保証金は、「公売保証金振込通知書兼払渡請求書」に記載された金融機関の口座に振り込みます。

次順位買受申込者が納付した公売保証金は、最高価申込者が買受代金を納付した後に、「公売保証金振込通知書兼払渡請求書」に記載された金融機関の口座に振り込みます。

5 公売財産の権利移転は、買受人より次の(1)から(5)までの書類等の提出を受けて当局が職権で登記嘱託します。

- (1) 買受人が個人の場合は「住民票抄本」、法人の場合は「商業(法人)登記簿に係る登記事項全部証明書」
- (2) 登録免許税額を納付した「領収証書」
- (3) 登記嘱託書等を郵送する際に必要な郵便切手
- (4) 登記識別情報の通知に関する確認書
- (5) 固定資産評価証明書

6 次順位買受申込者に売却決定をする場合には、売却決定の日時及び買受代金の納付期限が異なることがあります。

7 国税徴収法第 108 条に該当すると認められる事実がある者については、その事実があった後 2 年間、公売への参加が制限されます。

8 国税徴収法第 99 条の 2（暴力団員等に該当しないこと等の陳述）により陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処せられます。